

11 古代における神祇制度の変遷

～古代国家と神社～

1 律令国家と神社の序列化

701（大宝元）年に大宝律令が完成し、律令による政治制度が確立されていった。律令が定め

（史料1）
奉授^レ遠江国周智郡无位小国天神、磐田郡无位矢奈比売天神並從五位下、
〔静岡県史〕資料編4古代 236頁
奉授^レ无位阿波神・物忌奈乃命並從五位下、
以^二伊豆国造嶋靈駿^一也、
〔静岡県史〕資料編4古代 237頁

る中央の行政組織は、神々の祭りを司る神祇官と行政全般を管轄する太政官の二官が設置され、太政官のもとに置かれた八省が政務を担当した。神祇官の業務を定めた神祇令では、伊勢神宮など朝廷と関係が深い神社や、畿内の有力な神社以外に、地方の有力な神社も国家の祭祀制度に組み込まれた。神祇官は、祈年祭などの国家的な祭祀において、地方の神社の神職などを上京させ、神前への供物である幣帛を直接に班給することにより、地方の神社を管轄した。

しかし、8世紀後半になると地方の神社の神職は、上京して神祇官から幣帛を班給されることを怠るようになり、この制度は存続できなくなっていった。このため、798（延暦17）年には、畿外の神社に対

しては各国の国司が幣帛を班給するように変更された。このような律令体制における班幣制度を変更する過程のなかで、靈験ある神々に対して「神階」とよばれる位階の授与や、天皇の命により幣帛を奉る奉幣の制度が始まった。平安時代から本格的に始まる神階の授与は、位階相当の封戸や位田などの経済的な特典はないが、神社の序列化を進めるものであり、神社に対する国家の新しい組織化がみられる。

〈史料1〉は、840（承和7）年6月24日に遠江国周智郡の小国天神と同国磐田郡の矢奈比売天神に從五位下を授けた記事と、同年10月14日に伊豆国賀茂郡神津島の阿波神と物忌奈乃命に從五位下を授けたとする『続日本後紀』の記事である。このように神階を授けられた静岡県内の神々は、遠江国22神、駿河国6神、伊豆国11神の計39神が、正史などで確かめられている。この神々には、遠江国佐野郡の事任神社、駿河国富士郡の浅間神社、伊豆国賀茂郡の三島神社など、後に各国の一宮となる神社の神々が含まれ、各国の有力な神社が国家の新しい神社の序列化に組み入れられたことがわかる。

また、神津島の二神の叙位の記事には「造嶋靈駿」と記され、これは同年9月23日の記事に神津島で2年前にあった噴火や溶岩流を二神の宮殿造営に見立てた詳細な様子と、噴火の原因についての占いの結果が報告されている。この記事では、噴火は三島神の後神である阿波神が、832（天長9）年に三島神と自分より後の後神である伊古奈比咩神が「名神」を叙位されたことに腹を立てたことが原因であるとしている。このため、神津島の二神は、〈史料1〉のように從五位下が叙位され、850（嘉祥3）年には伊古奈比咩神とともに從五位上が授けられている。この史料からは、噴火活動など自然の猛威に対して占いによって解決をはかり、原因が神の靈威であるとして、神に位階を授与することによって鎮めようとする神階授与の一面がみられる。

2 「延喜式神名帳」と式内社

その後神祇制度は、律令制定後の社会変化に応じて法令の編集として行われた格式の編纂により再び整備された。927（延長5）年に撰進された『延喜式』巻九・十は、「延喜式神名帳」とよばれ、全国の3,132座の神々が記載されている。〈図1〉は、この3,132座を「延喜式神名帳」がどのように区分したかを示したものであり、神祇官から幣帛が頒下される官幣社と国司から頒下される国幣社に大別し、それを国家祭祀とのかかわりにおいて大社と小社に分け、特に靈験ある神々を名神大社として序列化した。このような「延喜式神名帳」に記載された神社は、「式内社」とよばれている。

〈図1〉 神社の階層



『静岡県史』 通史編1 原始・古代 1003頁より

3 伊豆の卜部の活躍

静岡県内の式内社は、遠江国62座、駿河国22座、伊豆国92座であり、その数は国ごとに均等ではなく、特に伊豆国は全国的にも式内社の数が多いことが注目される。伊豆国、そのなかでも賀茂郡に式内社が多い理由は、伊豆出身の卜部が神祇官で大きな役割を果たし、式内社の選定にも影響したからと考えられている。卜部は、神祇官で卜占を職務とした職能集団であり、伊豆・壹岐・対馬の三国から出仕した。律令では定員は定められていないが、『延喜式』には伊豆5人、壹岐5人、対馬10人とされている。伊豆出身の卜部では、卜部平麻呂・雄貞の兄弟が、9世紀中頃に中央の神祇官において活躍している。

〈史料2〉（『日本三代実録』元慶5年12月5日条）は、平麻呂が881（元慶5）年に75歳で亡くなった時、彼の業績を記した卒伝である。平麻呂は、卜部から神祇官の役職を進み、地方官に栄達している。850（嘉祥3）年には、神祇官の判官（従六位下に相当）である少祐に任じられているが、この年は先に述べた神津島の二神が伊古奈比咩神とともに従五位上を授けられた年である。伊豆国の神々の神階授与に卜部平麻呂が大きく

かかわったことは明らかであり、伊豆国に式内社が多いことも彼やその一族が大きな役割を果たしたと考えられる。また、平麻呂の曾孫にあたる卜部兼延は、神祇伯（神祇官の長官）となり、一族は神祇官の要職を占めるようになる。また、この家系は室町時代に反本地垂迹説を提唱する唯一神道（吉田神道）の吉田兼俱へとつながっていくのである。

〔史料2〕
 従五位下行丹波介卜部宿禰平磨卒、平磨者、伊豆国人也、幼而習三龜卜之道、為神祇官之卜部、揚火作龜、決義疑、多効、承和之初、遣使聘唐、平磨以善卜術、備於使下、使還之後、為神祇大史、嘉祥三年、転少祐、齋衡四年、授外従五位下、天安二年、拜權大祐、兼為宮主、貞観八年、遷参河権介、十年、授従五位下、累歴備後・丹波介、卒年七十五、
 （『静岡県史』 資料編4 古代 301頁）

〈参考文献〉

『静岡県史』 通史編1 原始・古代 第2編第5章第5節、第2編第4章第1節

『図説 下田市史』

岡田莊司「吉田卜部氏の成立」（『国学院雑誌』 第84巻第9号）